

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第41号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分することとしました。

1. 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	26,000,000円	27,000,000円

2. 民生児童委員連盟奨学基金を処分します。

上記1の改正は平成24年3月30日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 41 号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「26,000,000」を「27,000,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

民生児童委員連盟奨学基金		円 7,500,000
山下奨学基金		27,000,000

を

」

「

山下奨学基金		円 27,000,000
--------	--	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)